

長崎市農業委員会 令和6年4月総会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月26日(金) 15:00 開会
16:50 閉会
- 2 会 場 男女共同参画推進センター 研修室1・2(長崎市魚の町5番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 岩本 隆 植田 正和
尾崎 正孝 上川 満治 柴原 恵 永岡 亜也子 野中 麻美
平尾 政博 増田 茂 松尾 隆治 峰 忠幸
柳川 八百秀 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(2名)
森保 欣也 森山 安男
- 6 出席推進委員(20名)
今村 秀喜 浦川 英敏 城戸 利美 久保 正
田中 幹生 中村 数昭 中山 辰也
野口 弘人 野口 洋太郎 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋
本田 雅博 松本 貞幸 松本 守 三浦 信男
村田 美津枝 森内 悟己 山口 憲昭 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)
川添 孝則 鶴田 安明 松浦 行信
- 8 出席職員
【農委事務局】 萩原局長 木場事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 浦上主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 それではただ今から、令和6年4月農業委員会総会を開会いたします。まず初めに、4月から事務局職員が変わっておりますので、紹介します。事務局長の萩原直人です。担当の浦上磨未です。そして私は、事務長の木場輝樹です。両係長に変更はありません。どうぞよろしく申し上げます。

本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項1の「令和6年度水産農林部事業計画及び予算について」の説明のため、水産農林部農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、ご紹介いたします。まず、末永課長です。続きまして、宮本企画農政係長です。次に、峯松営農指導係長です。本日はよろしくお願ひいたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願ひいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、4月の農業委員会総会に御出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局から願ひします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、20名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永一也委員と岩本隆委員に願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○岩永委員・岩本委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございますが、先ほど木場事務長から御紹介がありましたとおり、水産農林部から職員の方に出席をしていただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和6年度水産農林部事業計画及び予算について」農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課長 今年の4月の人事異動によりまして、前は営農指導係の有害鳥獣や作物の振興でお世話になってたんですけれども、役が変わりまして課長ということでお世話になります末永です。改めましてどうぞよろしく願ひします。

先ほど、農業委員会の川本係長から資料の確認をしていただきましたけれども、「長崎市農業委員会4月総会資料 令和6年度水産農林部農林関係事業計画及び予算について」と皆さん会員になっていただいております、「振興会だより30号」に基づきまして説明をさせていただきますと思ひます。それでは、申し訳ありません、座って説明させていただきます

ます。それではまず、冊子になっていないホチキス止めの4月総会資料の方をご覧くださいと思います。資料をめくっていただきまして1ページになります。水産農林部の機構表でございます。農業委員会事務局長兼任で水産農林部の部長が萩原です。農業委員会に関係ありますが、我々、農林振興課、上から3つ目の所属と、一番下に水産農林整備課、課長林田で、係が農林整備係があると思いますけれども、農業用施設、道とか水路とか。また、皆さんの農地の災害復旧とかもし起こりましたら、水産農林整備課の農林整備係が担当することになりますので、特に農林振興課と水産農林整備課が関係部署になろうかと思えます。

めくっていただきまして2ページをお願いいたします。確認不足で申し訳ないです。課名は農業振興課ではなくて農林振興課です。うちの資料が間違っていて申し訳ないんですけども、農林振興課になりますので、訂正をお願いします。農林振興課は4つの係がございまして、本日は宮本が来ておりますけれども、企画農政係。主に計画とか、計画の策定等を担当させていただいております。次に営農指導係になりますけれども、農業、畜産業、作物の振興、圃場整備、家畜伝染病、有害鳥獣対策を担当させていただいております。林務係につきましては、林業の振興を担当させていただいております。今日は所用で来れなかったんですけども、農業センター、所長森下になりますけれども、農業センターの管理運営、また、農業振興に関する相談、研修等を担当させていただいております。

次に大きいA3の紙になりますけれども、3ページをお願いいたします。令和6年度の予算の主な取組みとしまして、現状、課題を書いておりますけれども、産地、担い手、地域・環境、販売・消費ごとに記載をさせていただいております。現状・課題につきましては皆様方、農業委員さん、推進委員さん、ご存じのことと思えますので、時間の都合もありますので説明は省略させていただきたいと思えますので、後ほどお目通しをいただければと思います。次に下の(2)第二次長崎市農業振興計画ですけれども、長崎市の行政上ですね、農業振興計画の上に市全体の総合計画というのがあるんですけども、文章中に書いておりますけれども、長崎市第五次総合計画という計画が市全体の基本計画としてございます。下のカラフルなところの真ん中くらいの総合計画にありますとおり、薄い水色の基本施策のところ、農業の主な施策の基本として、「次世代につながる農林業を育てます」ということで計画を立てさせていただいております。具体的な個別施策としまして、「農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します」と「安心して農林業を営める環境づくりを進めます」ということで取組みをさせていただいております。下の農業振興計画というのも同じ期間、令和12年度を最終年度としまして計画を立てさせていただいております。基本施策と個別施策は総合計画と同じように立てさせていただいております。

次にまた大きい紙で申し訳ありません、4ページをお願いいたします。では、個別政策があつて、どういった取組みを進めていくかということなんですけれども、それぞれ「次世代につながる農業を育てます」の中で、先ほど申し上げましたとおり、「Ⅰ産地・担い手」としまして、「農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てます」と、「Ⅱ地域・環境」として「安心して農業を営める環境づくりを進めます」といことで進めさせていただいております。取組方針はそれぞれ記載しております。一番右側をお願いいたします。

それぞれの取組方針ごとに、令和6年度予算の主な取組みを記載させていただいております。「①【補助】農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設」、具体的な事業は後ほど説明をさせていただきますけれども、国庫のイチゴの低コスト耐候性ハウスの事業になります。2番目の「【単独】農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設」というのが、ビワハウスの長寿命化だったり、イチゴのフィルム貼り機、ミカンのシートマルチの導入だったり、小規模基盤整備の事業になります。これは県の事業だったり、市の単独事業だったりします。3番4番はビワ関係の事業になりまして、「長崎びわ生産推進事業費補助金」、「長崎びわ寒害対策施設」としまして、例えば、なつたよりの補植だったり、4番は簡易ハウスとか小型温風機の導入の補助事業になります。次にI-2、次のくくりですけれども、「I-2 多様な担い手の育成・確保」としまして、新規就農者対策がほとんどなんですけれども、①、②、③、④、⑤、⑥の事業を記載しております、①から④がソフト的な事業、年齢層によって、若年層だったり、中高年層の給付金制度だったりします。⑤と⑥につきましては新規就農者のハード関係の事業になります。

次にIIの「地域・環境」ですけれども、3つ項目を設けておりまして、II-1の「人・農地プランに基づく農地の有効活用」としまして、一番右側の計画の策定だったり、先ほども申し上げました、単独の担い手農家支援施設、担い手農家支援特別対策事業などを取組む予定としております。「II-2 営農環境の保全と地域資源の活用」としまして、取組み事業としましては、「中山間地域等直接支払交付金」だったり、多面的の交付金だったり、単独の農業用施設、これは水産農林整備課の事業ですけれども、農業用施設の長寿命化だったり、④のグリーンツーリズム推進をしていきたいと思っております。II-3の「有害鳥獣対策の推進」としまして、有害鳥獣対策の取組みをさせていただいております。

IIIの「販売・消費」につきましては、今まで水産農林政策課食の推進係が主に取組みをさせていただいてたんですけれども、地元のイベントは水産農林政策課がそのまま事業を実施しますけれども、係の再編がございまして、水産と農林の振興課の方で食の推進の一部を取組むことになりましたので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。具体的な内容につきましてはここに記載のとおりでございます。

5ページ以降につきましては先ほど、4ページ目の「令和6年度予算の主な取組み」に記載させていただいている事業ごとに、さらに具体的に記載させていただいております。具体的な資料の中身につきましては、5ページ目以降とお配りしている冊子の「振興会だより」を使いながら、係長より説明を申し上げます。

○企画農政係長 企画農政係の宮本です。私の方からは、事業の内容について説明させていただきます。「振興会だより」の6ページを開けてください。企画農政では主に就農の支援を行っております。まず、ここにありますように「新規就農者育成総合対策事業」として、50歳未満の方が就農するときの負担金を、毎年150万円の給付金とかですね。市の単独であります7ページにあります「中高年新規就農者給付金事業」ということで、50歳以上65歳未満の国の制度に当てはまらない方に対して、経営開始のために年間120万円の給付を行うということです。下の方になるんですけれども、今年から新しく50歳以上

65歳未満の方にはですね、長崎県新規就農センターまたはJA長崎せいひ担い手支援センターで研修をされる方についてはですね、これも同じく年間120万の助成を行うこととしています。

9ページをお開きください。これはこれまでやっておりました「農業新規参入促進事業」です。これは新規参入された方に対して、ハウスを建てたり、基盤整備をしたりするのに上限400万で補助金を交付しているという形になります。

10ページを開けてください。これは「経営継承・発展等支援事業」ということで、これは国の事業になります。後継者の方に、栽培機械等を購入された場合、一人当たり最大100万円補助を交付するということになります。この対象事業費は10分の10の経費ということになります。

あとはですね、こちらの方の資料になるんですけども、7ページです。今年新たに「就農促進支援事業」という事業を立ち上げました。これは何かといいますと、これまで新規就農に対して情報発信の強化を図る、新規就農者のニーズに沿った農業体験の機会を提供することを目的として事業を立ち上げました。まず最初に新規就農者支援の情報発信ということで、新規就農者に、成功した事例とか、新規就農者の支援先とかを載せたパンフレットを作成します。関係機関に送付したり、あとは農業高校とか農業大学校とかそういったところに配布しまして、就農促進に努めていこうとしております。

あとは農業研修ですね、深くは興味はないけれども、今のところ農業に少し興味があるという方に対しては、日帰りで農業体験ができるツアーを考えております。それと1泊2日の宿泊で農業体験ができるツアーを考えております。これで少しでも農業に携わってもらって、興味を抱いてもらうということを考えております。

私の方からは最後になりますが、9ページをご覧ください。人・農地プラン地域計画策定費として、去年令和5年度14集落の地域計画を策定しております。今年度は12集落において、さらに策定を計画しております。それで農業者の方に5月くらいから順に地区の意向等を聞いて回りますので、その時はよろしく願いいたします。以上で私からの説明を終わります。

○営農指導係長 それでは、営農指導係、峯松と申します。資料の5ページをお開きください。こちらが、「農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設」ということで、みなさんには担い手農家特別支援対策事業費補助金の方がなじみがあると思うんですけども、認定農業者の方とか認定新規就農者の方がハウスを拡大したいとか、基盤整備したいとか新たな施設を入れたいなというときに使える補助金になります。①の方が国庫事業を活用したものになりまして、低コスト耐候性ハウスとかそういったものの整備になります。これは今で言いますと、農協さんがハウスリース事業をやっておりますけれども、その際にハウスを作る時に活用されております。

次に下の②のところですけども、こちらは単独と書いてありますけれども、市等が単独でお金を出して補助をするものになります。ですので、国の要件、面積の規模であった

りとか農業者の人数とかそういったものに該当しないものを市単独で支援しようとするものになります。大体補助率が2分の1くらいです。補助のメニューとしては、写真に書いてありますとおり、ビニールハウスの導入であったりとか、ハウスの長寿命化、循環扇の導入とかそういったものになりますけれども、最近では⑦の小規模基盤整備ですね、数年前から基盤整備の話が進んでいるかと思えますけれども、なかなか大規模な基盤整備というのはどこの地区も難しいかと思えます。ですので、小規模な基盤整備というものをこの事業でできるようになりますので、伐採伐根であったりとか、圃場の整地であったりとかできますので、ぜひこちらをご活用いただければなと思えます。

それと、主なものとしましては、皆さん関心があるかなと思うんですけども、11ページです。こちらが「有害鳥獣対策費」になります。予算も1億円くらいかけてイノシシの侵入防止柵の設置であったりとか、自治会とかも含めた生活環境被害対策のワイヤーメッシュの貸与であったりとか、あとは捕獲ですね、今皆さんにも地域ぐるみの捕獲隊を作っていて、捕獲作業に従事していただいておりますけれども、そういった捕獲報奨金であるとか、あとは合同会社〇〇さんに委託をして有害鳥獣相談対応業務を行っていただいております。こちらも引き続き、「防護」・「捕獲」・「棲み分け」の3対策で進めてまいりたいと思っておりますので、何かありましたら営農指導係までご相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

○岩永委員 先ほどの説明の中で、小規模基盤整備の補助金をもらうための条件とか必要なものを提出しないといけないのかというのを教えてほしいのですが。

○農林振興課長 まず、小規模基盤整備に限らず、長崎市の予算の組み立て方としまして、例えば、令和7年度に事業を実施されたいという相談が皆様方、農業委員さん、推進委員さんに農業者の方からあった場合は、前年度の6月まで、ということは、令和7年度の実施を希望される方は令和6年度の6月までに農協さんを通じてか、直接農林振興課の方にご要望をお願いしたいと思います。そこからいろいろな手続きをしまして、翌年度予算に向けて、予算編成を行っていくという形になります。基盤整備に限らず市の単独で、小規模基盤整備は市の単独事業なんですけれども、事業実施主体としましては、農業者2人以上、または農業協同組合の方が事業に取り組めるという形になっております。具体的な小規模基盤整備の事業内容の細かい要件については比較的緩和されておりますので、まず、事業主体の要件として農業協同組合さんか2戸以上の農業者の方、細かく言いますとうち一人は認定農業者、もしくは認定新規就農者になりますので、2戸以上で、認定を受けた方が1人以上含むという形で、団体としての要件をお願いしたいと思います。あと、要望の時期についても気を付けていただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、昨日、鈴木市長の定例記者会見で人口減対策を最優先課題にするという記事が載っていた通りに、昨日の新聞で集落が無くなりますよというところがですね、もう4割、全国ですけれどね。何が言いたいかと言えば、先ほど説明の中で、3 ページで担い手うんぬんかんぬんの段で、ものすごく農家人口、農家数が激減してると。その施策を基本計画、総合計画の中で打ち出しておられるということが説明ありましたが、それはよく理解できるんですけど、私たちも小さな集落の中で、最後の説明でありました中山間多面的活動の補助で、かろうじて集落を守ろうと、昨日決意をしまして、プロジェクトチームを立ち上げて、なんとか小さな集落を残そうという意思決定をされておられました。その中で行政として、何らかのアプローチをぜひお願いしたいということで、以前農林相談会とか出前講座とかね、やっておられたと思いますけれども、とにかく足を運んでもらって、実情を知ってほしいなということをお願いしたいということですので、ご答弁をお願いします。

○農林振興課長 人口減少対策につきましては、皆様方農業世帯である意味先行している部分はあるかと思えます。先ほどそういった中ですね、市長の鈴木も申し上げたと思うんですけども、プロジェクトとしまして、うちの所管につきましては経済再生プロジェクトの中で、水産も農業部門も取り組もうとしているところでございます。そのプロジェクトの中に、先ほど城戸推進委員もおっしゃられた通り、担い手を確保、獲得していく部分と地域を守っていく部分で人口減少対策に取り組もうと考えておりました。先ほど、個別事業で説明した中には、そういった対策、新規就農、おためしから始まるトータルサポートを含めた新規就農者の獲得を含め、また後継者の支援事業等の対策をしながら、加えて、農地とか森林とかの保全活動も含めて、地域を守っていく、先ほど言われた、中山間多面的の活動も引き続きお手伝いしながら、集落地域を守っていける活動に取り組んでいきたいと思っております。また、地域の声につきましては先ほど宮本が説明しましたように、まずは、地域計画の策定の中で、皆さんの声をお聞きしたいと思いますので、農業委員、推進委員の方々もいろいろお手数をおかけすると思っておりますけれども、ご指導、ご協力の方よろしくお願いたします。

○城戸推進委員 そしたら、農林振興課じゃなくて、農業振興課の方が逆に良かったかなと。水産農林政策課というのがあるから、私の感じではそういう施策はそこでもんでもらうのはどうかなって思っとっとですけど、事務局長いかがでしょうか。

○事務局長 今年の4月から事務局長になりました萩原です。よろしくお願いたします。先ほど、市全体として人口減少に取り組んでいくと、鈴木市長が昨日会見で言われたと。私も実をいうと、昨年までプロジェクトの担当をしておりました。プロジェクト自体も先ほど末永が話をしましたけれども、経済再生と、その部分について私たち水産農林部が

関わってくるという形になります。それと併せまして、少子化対策ですね、この2本柱を両輪といたしまして、それを支える新市役所創造という形でプロジェクトを進めさせていただいております。先ほどお話をさせていただいたような形で、農林振興課だけではなくて、部全体で農業、水産業というところの振興に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森内推進委員 推進委員の森内と申します。有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。以前、市の対策でですね、箱わなについて、2分の1の補助があったと思うんですけど、今もなされているのでしょうか。

○農林振興課長 箱わなの2分の1補助につきましては、今は実施をしておりません。

○森内推進委員 箱わなで2基購入させていただいた者なんですけれども、1回箱わなに入ると、匂いが残っているのか分かりませんが、ほとんど寄り付かなくなるんですね、箱わなに。で、くくりわながいいかなと思ってのんですけども、くくりわなに対する補助というのは考えられていらっしゃるのでしょうか。

○農林振興課長 皆様方一般の捕獲隊につきましては箱わなによる捕獲をお願いしております。くくりわなは、今の制度でいけば有害鳥獣対策協議会の捕獲隊員の方は許可をしております。色々な事情がありますので、くくりわなにつきましては、現在のところ支援事業というのは考えておりません。以上です。

○森内推進委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、水産農林部の職員の方には、大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

— 水産農林部職員退席 —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。第1号議案、「令和6年度農業委員会事業計画案について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「令和6年度 農業委員会事業計画（案）について」ご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

長崎市農業委員会において令和6年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものです。議案書3ページのA3版の横になっている資料をご覧ください。主な部分についてご説明いたします。まず「1 農業委員会の運営及び活動」の「(2) 農業委員会の活動計画の策定等」ですが、①令和6年度事業計画の策定は今ご説明させていただいております本事業計画案のことになります。②令和5年度の最適化活動の点検・評価及び③令和6年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、この後、第2号議案でご審議いただきます。この②と③につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき長崎市のホームページなどで公表する必要があります。次に④ですが、例年どおり、委員の皆さんの活動内容を活動記録簿に記載、若しくはタブレット端末に入力していただく必要があります。引き続き、自分の圃場へ行く途中、〇〇の圃場に異常がないことを確認した等、見たこと、聞いたことをどんどん記載していただきますようお願いいたします。

「2 農地等の利用の最適化の推進」の(1)の地域計画の作成についてですが、今年度末までに長崎市が策定する地域計画に関連して、農業委員会は、昨年度に引き続き、対象となるエリアの農地所有者及び耕作者等に対する意向調査の実施や地域との話し合いに参加しながら、目標地図の素案を作成する必要があります。先ほど、農林振興課からも説明がありましたが、6月頃までに、今年度実施する12の地域における意向調査対象エリアを選定する予定となっておりますので、委員の皆さんにはそれ以降9月を目途に、意向調査を実施いただくこととなりますので、よろしく申し上げます。なお、昨年度の14地域も含め、7月頃から随時集落懇談会を実施する予定となっておりますので、その際の参加の呼びかけ等ご協力をお願いいたします。(2)(3)は記載のとおりです。

(4)の新規参入の促進については、記載のとおりですが、農業委員会の活動目標として、県・市等が実施する新規参入相談会へ参加することが位置づけられております。先ほど説明しましたが、皆さんのお手元に2024年度長崎県農業法人就職・就農相談フェアの開催についての文書をお配りしておりますが、ちょっと立ち寄る程度で構いませんので、ご都合がつかれる方はぜひ参加していただきますようお願いいたします。なお、参加される方は、事務局も同行しますので、事前に事務局までご連絡をお願いいたします。

(1)から(4)の業務につきましては、(5)に記載のとおり、県下全農業委員会の農地等利用の最適化への実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行うこととなっております。令和6年度の取り組み内容や数値目標につきましては、現在農業会議の中で検討されているところですので、正式な通知があり次第ご連絡させていただきます。

(6)農地等利用最適化推進施策の意見書提出ですが、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、例年通り市長への意見書の提出を行います。各地域の農業者の方の意見や問題等について、地域ごとに取りまとめていただき作成してまいりますのでよろしくお願いいたします。

裏面の4ページをご覧ください。「3 農業の担い手育成・支援」は記載のとおりです。

「4 組織の改革推進」の(2)研修につきましては、①例年どおり長崎県農業会議主催の

研修が8月に開催される予定となっております。②の他都市への視察研修については、視察先や日程について、今後調整していきたいと考えております。

(3) 農業委員会サポートシステム等の運用についてですが、②に記載のとおり、一部の委員にお配りしているタブレット端末を有効に活用できるよう、長崎県農業会議の協力を得ながら操作研修等を定期的に行っていきたいと考えております。

「5 その他の事務事業」は記載のとおりです。第1号議案についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 御承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思っております。続きまして、第2号議案「農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和5年度最適化活動の点検・評価」及び「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案について御説明させていただきます。資料は引き続き同じ冊子の5ページを御覧ください。令和4年2月に発出された国のガイドラインに基づき、当該年度の最適化活動の目標の設定及び、前年度の点検・評価について、それぞれ公表する必要があるため、この議案を提出しております。

7ページをご覧ください。「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。

「Ⅰ 農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和5年4月1日現在の数値でございますのでご参照ください。

8ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」ですが、資料の中の①現状及び課題及び②目標の欄は、昨年度設定し公表した令和5年度の目標の数値になりますので、各項目とも③の実績について説明します。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の「③実績」の欄に記載のとおり、新規集積面積は、5.2haでしたが、令和5年度末の集積面積累計は341.6ha、集積率は16.2%であったため、目標に対する達成状況は66.9%となり、目標を下回る結果となっております。

次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」ですが、9ページをご覧ください。③の実績の

「ア既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」の欄に記載のとおり、解消実績面積は 4.9ha で目標に対する達成状況は 35.3%でした。なお、「b 黄区分の遊休農地の解消」は該当ありません。「イ新規発生遊休農地の解消」については、0.9ha でした。

④その他の欄の、利用状況調査及び利用意向調査の実施状況については記載のとおりです。その下の欄に記載のとおり、農業委員会の点検結果は、目標を下回る結果となりました。

次に「(3) 新規参入の促進」ですが 10 ページをご覧ください。③の実績に記載のとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 6.18ha でしたので、達成状況は 294.3%となり、目標を上回る結果となっております。

次にページ中ほどの「2 最適化活動の活動目標」についてです。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」に記載のとおり、令和5年度は、一人当たりの活動日数目標を月8日として設定しておりました。「(2) 活動強化月間の設定」については記載のとおりです。次の 11 ページをご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」ですが、昨年度については参加の実績はありませんでした。

ページ下段の目標の達成状況の評語の欄をご覧ください。この欄は、国のガイドラインに基づき、成果目標としての「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つの項目と、活動目標としての「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」の2つの項目それぞれの達成状況に応じた点数の合計により区分されている評語を記載する欄になります。各評価点を積み上げた結果、令和5年度の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。なお、その下の表には、推進委員等の点検・評価結果の状況を記載しておりますのでご参照ください。12 ページの「Ⅲ 事務の実施状況」については記載のとおりです。13 ページに「地区毎の目標及び実績」を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。令和5年度最適化活動の評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。引き続き、議案書の 14 ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日現在の、「農業委員会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。

15 ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。これからご説明する目標については、国のガイドラインに基づき設定したものになります。「項目1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」の①「現状及び課題」ですが、管内の農地面積に対し、これまでの集積面積は先ほどご説明しました令和5年度の実績の 341.6ha で、集積率は 16.3%となります。課題につきましては、記載のとおりです。

次に②の「目標」ですが、目標は、ガイドラインにより都道府県が定めた目標を設定することとされているため、長崎県が定めている目標である、令和12年度までに集積率を 82%と設定しております。表2段目の左に記載のとおり、今年度の新規集積面積目標はこの目標設定の当初の年度である令和4年度に設定した面積と同様の 154.1ha としております。結果として令和6年度末の集積面積目標は 495.7ha、目標集積率は 23.6%としており

ます。

次にページ中ほどの「(2) 遊休農地の解消」の①の「現状及び課題」ですが、表に記載のとおり、直近の利用状況調査により判明した1号遊休農地の面積は309.1haでいずれも緑区分の遊休農地になります。課題につきましては、記載のとおりです。②の目標でございますが、「ア既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積から、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した遊休農地の面積69.4haをガイドラインに基づき、令和4年度から令和9年度の5年間で毎年13.9haの解消することを目標としております。bの「黄区分の遊休農地」は該当がありません。イの「新規発生遊休農地の解消」につきましては、国のガイドラインに基づき、令和5年度に新たに発生した遊休農地1.9haを令和6年度にすべて解消することとなります。

16ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」ですが、「① 現状及び課題」には、令和3年度から令和5年度までの過去3年の新規参入者の実績を記載しております。②の目標につきましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を設定することとなっており、令和6年度の目標は、令和3年度から令和5年度までの権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっておりますので、平均19.0haの1割以上として、1.9haを目標として設定しております。

次に「2 最適化活動の活動目標」についてですが「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、先日の運営委員会でも協議を行いまして、昨年度に引き続き、月8日を1人あたりの活動日数目標として案として出させていただいております。「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、記載の通りこれは、昨年度と同様の設定を行っています。最後に「(3) の新規参入相談会への参加目標」として、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することとされておりますので、それに基づき相談会への参加回数を2回と設定し、下段の表には現時点で予定されている相談会の内容を記載しております。

17ページには、このガイドラインに基づき今回設定した令和6年度の目標の算出及び全体の目標に対する地区ごとの目標数値についても記載しておりますのでご参照ください。また、18ページから19ページには、それぞれの目標の算出根拠となる国のガイドラインの概要を掲載しておりますので併せてご参照ください。第2号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。活動目標は月8日です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、原案のと

おり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、各委員におかれましては、第1号議案の事業計画や、や農地利用の最適化を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番から7番につきましては関連がございますので、併せて御説明いたします。左上に①と記載のある議案書の1ページから4ページを御覧ください。1番から7番は、〇〇さんら6名が所有する、潮見町の農地19筆7,051㎡について、〇〇が農地所有適格法人として農地を取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。譲受人は主として畜産業を営んでいる法人ですが、施設園芸にも事業拡大を図っており、申請地におきましては小規模基盤整備を実施し、ハウス3棟を建設後、イチゴの栽培を予定しております。なお、全体計画は22筆7,912㎡を整備する計画で、残りの3筆861㎡については来月以降順次申請することとしております。なお、申請者は今回、法人として農地を取得することとなりますので、農地所有適格法人として農地法第2条第3項に規定される4つの要件を満たす必要がありますが、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件すべての要件を満たしております。それでは農地に関する事項につきまして、1番から順にご説明いたします。1番は〇〇〇の〇〇さんが所有する潮見町の農地3筆2,312㎡について、2番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地5筆1,301㎡について、有限会社〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして、議案書2ページをご覧ください。3番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地3筆504㎡について、4番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地1筆171㎡について、有限会社〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして、議案書3ページをご覧ください。5番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地2筆535㎡について、6番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地1筆221㎡について、有限会社〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして、議案書4ページをご覧ください。7番は〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地4筆2,007㎡について、有限会社〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次がハウスの配置図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、青で囲んだ部分に3棟のハウスを建設する計画となっております。次が現地の写真です。農地法第3条第2

項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第2号の農地所有適格法人要件は農地所有適格法人の要件を満たしております。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いいたします。

○城戸推進委員 1番から7番の現地調査について御報告いたします。3月13日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は〇〇が19筆、7,051㎡の農地を購入し、3棟のハウスを建設する計画で、イチゴの栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、8番について御説明いたします。議案書は引き続き4ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、茂木町の農地2筆2,215㎡について、〇〇〇の〇〇さんが10年間の賃貸借権設定を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模の縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で950日ということで要件を満たしております。第6号の地域との調和要件につきましても、4月16日、上川満治農業委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、9番について御説明いたします。議案書は5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、永田町の農地1筆82㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢による農業経営の規模縮小ためであり、譲受人が現在管理している農地を譲受け、引き続き耕作管理を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で390日ということで要件を満たしております。第6号の地域との調和要件につきましては、4月17日、鶴田安明推進委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、10番について御説明いたします。議案書は引き続き5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、手熊町の農地1筆432㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が自宅近隣の農地を譲受け、新規就農するものでございます。申請地につき

ましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で360日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、森内悟己推進委員より報告をお願いいたします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。4月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、11番について御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆367㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模の縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で780日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いいたします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。4月16日に私と山口農業委員、上川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で花卉などの栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、12番について御説明いたします。議案書は引き続き6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、江平3丁目の農地1筆147㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が隣接の自己所有地と一体として耕作管理するためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で360日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山下和孝推進

委員から報告をお願いします。

○山下推進委員 現地調査について御報告いたします。4月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、所有地に隣接する農地を譲り受けるもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和62年ごろからすでに宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認をした結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。青で囲んだ琴海戸根町〇番〇の宅地を併用し、赤で囲んだ2筆が申請地で、昭和62年ごろから宅地として使用しており、緑で着色した部分が住宅部分になります。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和62年からすでに宅地として使用されており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、

転用については特に問題ないことを確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、為石町の農地2筆について、〇〇〇の〇〇さんが、アパート建設をする目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。青で着色した為石町〇番〇の宅地を併用し、赤で囲んだ部分が申請地になります。緑で着色した部分が木造2階建て8戸のアパート2棟と24台分の駐車場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内側溝より道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流いたします。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査について御報告いたします。4月19日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は宅地への転用を行い、アパート及び駐車場を整備する計画ですが、敷地はコンクリート擁壁とブロックにより土砂の流出を防ぎ、汚水・生活雑排水は公共下水道に放流するなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第6号議案1番について御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、田手原町の農地1筆1,123㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,123㎡について、3年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,180㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては村田美津枝推進委員より報告をお願いいたします。

○村田推進委員 現地調査について御報告します。4月16日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、2番について、御説明いたします。議案書は引き続き9ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆1,495㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,495㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、29,123㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について御報告します。4月16日に私と野中農業委員、事務局

とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番について、御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地1筆2,939㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,939㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、21,705㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は4月16日に、森山安男農業委員立会いのもと、現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が3件、合計筆数が5筆、合計面積が5,234㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する手熊町の農地2筆で、面積は848㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森内悟己推進委員から報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。4月15日に私と事務局とで現地確

認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、多以良町の農地1筆で、面積は1,818㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。4月15日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、田手原町の農地2筆で、面積は2,568㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが田手原町〇番〇の写真、次が田手原町〇番の写真です。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。4月16日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項2「令和6年度農業委員会予算等について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項2について御説明いたします。左上に②-1とした報

告事項の資料の1ページをご覧ください。農業委員会における「令和6年度一般会計当初予算【歳出】」でございます。令和6年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。

令和6年度の予算総額は表の1番下の欄に記載のとおり、3,915万4千円で前年度と比較しますと、446万3千円の減となっております。主な増減の要因については表右側に記載しておりますのでご参照ください。なお、右側の表の上から4番目、委員報酬のところの増減の要因のところは、配分額が増となっておりますが、減の誤りです。申し訳ございませんでした。

2ページから4ページには令和6年4月1日現在の事務局職員の事務分掌を記載しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から御意見、御質問等はありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「遊休農地対策検討委員会について」山崎委員長から報告をお願いいたします。

○山崎委員長 それでは、令和6年4月26日の午後2時10分から開催しました、第1回遊休農地対策検討委員会について御報告をいたします。出席者は、委員11名のうち8名でした。議題といたしまして、「1 令和5年度農地利用状況調査結果について」、「2 令和6年度農地利用状況調査について」、「3 その他について」協議をいたしました。まず、令和5年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 それでは、引き続き事務局から資料等の説明をお願いいたします。

○農地係長 報告事項3について御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。令和5年度農地利用状況調査結果につきましては、昨年11月の総会で速報値として報告させていただきましたが、今回は令和5年度の確定値、3月31日現在の確定値を報告させていただきます。表の最下段の左端を御覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で135,515筆・5,221.9haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で54,736筆・2,420.8haで、対象面積に対し46%の面積となっております。次に、表②の遊休農地のA分類は、市域全体で7,479筆・309.1haで、対象面積に対し6%の面積、表③の遊休農地のB分類は、73,300筆・2,492haで、対

象面積に対し48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほど御確認していただければと思います。次に3ページには過去5年間の比較表を、4ページから6ページには、過去5年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほど御確認ください。

次に、7ページから16ページにかけましては、令和6年度農地利用状況調査についての資料を掲載しております。令和6年度の農地利用状況調査につきましては、昨年11月に野帳の配付を行い、現在調査を行っていただいておりますが、6月を目途に調査を終了していただき、6月の総会の折に野帳の提出をお願いしたいと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から御意見、御質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項4について御報告いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、1件提出されました。続きまして、資料の2ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されました。合計7件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項5「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、4月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項1について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

令和6年度の目標部数については、まだ決定ではありませんが、令和6年度当初の113部から1部中止の申し出がありましたので、現在の購読部数は112部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、その他の事項2について御説明いたします。資料の2ページ及び3ページに令和

5年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。表の右側に年間の総活動日数等を掲載しておりますのでご参照ください。なお、先ほど第2号議案でご審議いただいたとおり、今年度の活動目標は月8日と設定しておりますので、目標を達成できるよう、週に1回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただきますようお願いします。

また、本日皆さんのお手元に、緑色の冊子の「2024年農業委員会活動記録セット」をお配りしています。表紙をめくっていただいたところに、ホチキス止めした「農業委員会活動記録簿」についての資料を挟んでおりますのでご覧ください。令和5年度からの変更点として、「2—②—エ 参加の呼びかけ・準備等」の項目と、「2—②—オ その他」の項目が統合されております。これまで「2—②—オ」で報告いただいていた分は、今年度から2—②—エになりますのでご注意ください。そのほかの項目に変わりはありませんが、9ページに一覧表が添付されておりますので、必要に応じてご活用ください。次のページをご覧ください。事務局から活動記録簿の記載にあたり、特に記入をお願いしたい事項を掲載しております。「②—1 出し手・受け手の意向把握」の活動の際には、活動の相手、分かれば地番・面積の記載をお願いします。「3—④—エ 遊休農地の解消活動 委員自ら解消作業」の活動の際には、解消した農地の地番・面積の記載をお願いします。

次のページですが、上段に記載のとおり、様々な会議等へ参加することがあると思いますが、その会議自体が、最適化活動に当てはまらなくても、農業振興、農業問題について意見交換や情報交換を行った場合は、最適化活動に該当するようになります。記入例のような記載をお願いします。下段ですが、農地法に基づく現地調査は、最適化活動に該当しませんが、その際に、周辺の農地の見守り活動を行うことで、最適化活動になります。記入例のような記載をお願いします。記載するにあたり、不明な点などありましたら事務局までお問合せください。その他の事項1及び2についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。何でも結構です。

○上川農業委員 先月配っていただいたと思うんですが、全国農業会議所の関連資料でございます。「地域の農地を生きし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」ということでいただいていたと思っております。「5) 守るべき農地における担い手への利用集積・集約化等の取組」の「③農地中間管理機構との日常的な連携強化」という項目がございまして、今回新しく委員さんになられたりとかして、前回の説明から時間が経っております。以前、農地中間管理機構の加藤前事務局長を講師として、農地中間管理機構の中身についての説明をいただいたかと思うんです。改めて、その辺も含めまして、いろんな質問事項、

今後の活動の在り方について、各委員さんのヒントになればと思うので、再度要請をしていただき、時期等については事務局にお任せしますので、そういうふうな研修会、講演会を開いていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○農政管理係長 例年8月に農業会議主催の農業委員さん・推進委員さん向けの研修を8月の総会に合わせてやっております。そのときに、今おっしゃられた公社の方に来ていただいて、調整をさせていただきたいと思っておりますので、8月を目途に実施するというごことでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和6年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで4月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。